

## 全国国立病院薬剤部科長協議会中国四国支部規程

### (名称及び事務局)

第1条 本会は、全国国立病院薬剤部科長協議会中国四国支部と称し、事務局を支部長所属施設の薬剤部科内に置く。

### (構成)

第2条 本会は、中国四国地区の独立行政法人国立病院機構の施設及び国立ハンセン病療養所に勤務する、薬剤部科長及び副薬剤部科長を会員として構成する。

### (目的)

第3条 本会は、中国四国地区国立病院薬剤師会と連絡を密にし、その地位の向上及び発展並びに会員の親睦を図り、施設の健全なる運営に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設運営、薬剤部科長業務、研究資料等に関する情報の共有
- (2) その他必要事項

### (役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 支部長  | 1名  |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 会計   | 1名  |
| (4) 監事   | 2名  |
| (5) 総務   | 若干名 |
| (6) 制度   | 若干名 |

### (役員職務)

第6条 支部長は、本会を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。監事は本会を監査する。総務は本会の企画運営を担当する。制度は会則・規程等の制定と改定を担当する。

### (役員選出)

第7条 支部長は、薬剤部科長の中から選挙により選出する。

第8条 支部長選挙を行うため、別途、国立病院薬剤部科長協議会中国四国支部長選挙規程を定め、選挙管理委員会を設置する。

第9条 監事は、総会において会員の中から選出する。

第10条 副支部長、会計、総務、制度は支部長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第11条 毎年総会翌日から翌総会日までを1期とし、役員任期は2期とする。但し、再任を妨げない。役員交替の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(運 営)

第12条 本会運営のため次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第13条 総会は、本会意思決定機関であり、会員の3分の2以上の出席を以って成立する。但し委任状を含む。

2. 総会は年1回支部長が召集する。但し、支部長または監事が必要と認めるときは臨時に召集することができる。
3. 総会の議事は出席全員の過半数の同意を以て議決される。

第14条 役員会は第5条の役員(1)～(6)をもって構成し、それぞれの代表者1名の出席を以って成立する。

2. 役員会は年1回支部長が召集し、その決定事項は総会に報告し、承認を得なければならない。
3. 支部長は緊急事項について役員会の意見を聞き、仮決定を行うことができるが、後日総会に報告し、承認を得なければならない。

(会 計)

第15条 本会の運営に必要な経費は次を以てこれにあてる。

- (1) 会 費 年額 2,000円
- (2) 会員が年度途中において異動のあった場合でも会費は返納しないものとする。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日におわる。ただ

し、会費納入の基準日は4月2日とする。

第17条 本会計は会計監査を経て会員に報告する。

(相互扶助)

第18条 相互扶助及び弔事は下記のとおりとする。

(1) 会員への弔慰金

・会員が死亡した時 50,000円

(2) 現職薬剤師が死亡した時 弔慰金 30,000円

(3) 次の場合、弔電報又は供物等を支部長名で送る。

・前項(1)、(2)の場合

・会員の家族が死亡した場合(配偶者及び直系血族一親等)

(4) 本会員の退職者への記念品

・本会に5年以上所属した場合 10,000円

(支部長執行費)

第19条 支部長は副支部長の同意を経て支部長執行費を使用することができる。

第20条 この規程の改正には、総会出席者の過半数を必要とする。

(暫定措置)

第21条 国または中国四国地方において非常事態、緊急事態が発生した場合、総会、役員会については支部長が決定する。

2. 暫定措置の期間は、国または中国四国地方の地方自治体の動向をみて支部長が決定する。

(附 則)

この規程は昭和54年10月01日から施行する

平成 1年 4月21日一部改定

平成 4年 4月27日一部改定

平成 5年 4月23日一部改定

平成12年 4月21日一部改定

平成16年 4月10日一部改定

平成18年 4月15日一部改定

平成20年 4月19日一部改定

平成26年 4月19日一部改定

平成27年	4月18日	一部改定
平成28年	4月16日	一部改定
平成29年	4月15日	一部改定
平成30年	4月14日	一部改定
平成31年	4月13日	一部改訂
令和2年	4月25日	一部改訂
令和3年	5月2日	一部改訂
令和4年	5月1日	一部改訂
令和6年	5月18日	一部改訂